

しまね教育魅力化ビジョン

令和2年度ー令和6年度

～ ふるさと島根を学びの原点に
未来にはばたく 心豊かな人づくり ～

島根県教育委員会

はじめに

県教育委員会は、平成26年度に第2期「しまね教育ビジョン21」を策定し、このビジョンに基づいて、本県の教育を推進してきました。

この間、国においては、平成29年から30年にかけて学習指導要領が改訂され、令和2年4月より小学校から順次全面実施されることになりました。また、平成30年6月には、第3期教育振興基本計画が閣議決定されました。

これから社会は、IoTやビッグデータ、人工知能（AI）をはじめとする急速な技術革新やグローバル化の一層の進展など、大きく変化することが予想されています。これに伴い、定型的業務に就く就業者数が減少するなど、就業構造にも変化が生じると言われています。また、我が国における人口減少と少子高齢化は依然として深刻な状況が続いている。

こうした中、平成31年3月には新たな教育ビジョンの策定に向け、「今後を見通した島根県の教育の在り方」について、県総合教育審議会に諮問しました。

同審議会では、7回にわたり幅広い見地から審議を重ねられ、令和2年1月に答申が取りまとめられました。

いただいた答申においては、島根県が進めてきた「教育の魅力化」について、本質的には「ふるさとつながって生きること、かかわりあって学ぶことの中にこそ真の主体的な学びがあり、そうしたかかわりやつながりを支援することの中にこそ真の教育の力がある」と示されました。

また、子どもたちが、自身の育った地域との確かな絆を原点として主体的な学びを立ち上げようとする島根県の「教育の魅力化」の取組は、その教育上の意義や先進性を「ふるさと島根を学びの原点にもつ」という視点からとらえることが重要である、との考え方から、基本理念は、「ふるさと島根を学びの原点に 未来にはばたく 心豊かな人づくり」とされました。基本理念に取り込まれた「原点」という言葉には、大きな広がりと時間軸を伴った、島根の子どもたちの学びへの願いと、島根の教育に対する期待をも込めていただいたものを感じているところです。

県教育委員会は、この答申に込められた考え方を受け止め、今後5年間の本県教育の基本理念や施策の方向性を示す「しまね教育魅力化ビジョン」を策定しました。

今後、この教育ビジョンに基づき、県民の皆様のご理解とご協力を得ながら、学校・家庭・地域・行政が連携・協働し、一体となった施策の推進に努めてまいります。

結びに、この教育ビジョンの策定にあたり、貴重なご提言をいただいた県総合教育審議会の委員の皆様や、ご意見をお寄せいただいた県民の皆様に心からお礼申し上げます。

令和2年3月

島根県教育委員会

目 次

I 計画の策定について	1
II 教育の魅力化	5
III 基本理念	10
IV 育成したい人間像 育成したい力	11
1 自ら課題や展望を見いだし、粘り強く挑戦し学ぶ人	11
2 人とのかかわりやつながりを大切にし、新たな社会を創造する人	12
3 自然や文化を愛し、自他と共に大切にする優しく強い人	13
V 教育を通じて目指す地域社会の姿	14
VI 家庭・地域と連携・協働した学校教育の展開	15
VII 教育環境の充実	17
1 学ぶ意欲を高め、確かな学力を育む教育	18
2 一人一人の個性や主体性・多様性を生かし伸ばす教育	23
3 地域や社会・世界に開かれた教育	28
4 世代を超えて共に学び、育つ教育	31
5 基盤となる教育環境の整備・充実	35
【参考資料】（「島根県総合教育審議会」関連）	
1. 資問文	39
2. 答申文	40
3. 島根県総合教育審議会委員名簿	41
4. 島根県総合教育審議会における審議等の経過概要	42

I 計画の策定について

1 計画策定の趣旨

県教育委員会は、平成26年度に第2期「しまね教育ビジョン21」を策定し、このビジョンに基づいて、本県の教育を推進してきました。

この間、国においては、平成29年から30年にかけて学習指導要領が改訂され令和2年4月より小学校から順次全面実施されることになりました。新しい学習指導要領では、子どもたちがこれからの時代を生き抜くため、育成を目指す資質と能力を、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の3つの柱で整理されました。そして、これらの資質・能力を育むためには、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を、学校と社会が共有しながら連携・協働する「社会に開かれた教育課程」の実現が必要であるとされました。

また、平成30年6月には、第3期教育振興基本計画が閣議決定され、2030年以降の社会像の展望を踏まえた個人と社会の目指すべき姿と教育の役割が示されました。

《個人と社会の目指すべき姿》

〈個人〉 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら
新たな価値を創造する人材の育成

〈社会〉 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現
社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展

これからの中長期社会は、人生100年時代や超スマート社会（Society5.0）^{*1}の到来に向け、人工知能（AI）をはじめとする急速な技術革新やグローバル化の一層の進展など、大きく変化することが予想されています。

人口減少や高齢化が進む本県においても、子どもを取り巻く環境の変化は複雑で予測困難となってきています。

こうした状況を踏まえ、今後の本県教育の基本理念や施策の方向性を示して、学校・家庭・地域・行政が連携し、一体となって本県教育を進めていくため、「しまね教育魅力化ビジョン（以下「教育ビジョン」という。）」を策定します。

2 計画の位置付け

教育ビジョンは、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」に位置付けられるものです。

また、教育ビジョンは、令和2年3月策定の「島根創生計画」や「島根県教育大綱」などの計画等との整合を図っています。

^{*1}Society5.0 … 狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く新たな社会で、ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）をはじめとする科学技術イノベーションが先導する「超スマート社会」のこと（「科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定））。

3 計画の期間

教育ビジョンの計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

4 計画推進の取組

教育ビジョンを着実に推進するため、次の取組を行います。

(1) 教育に関わる多様な主体との連携・協働

教育ビジョンを着実に推進するため、知事部局や市町村・市町村教育委員会（以下「市町村等」という。）等と連携・協働して、施策の実施に取り組みます。

また、学校・家庭・地域をはじめ、大学・企業・ボランティア・N P O・各種団体などの多様な主体と連携・協働して、県民一体となった施策の推進を図ります。

(2) 計画の周知と県民の意見の把握

教育関係者や保護者をはじめとする県民の理解を得るために、県教育委員会及び知事部局の広報媒体や各種会議を活用して積極的に情報提供を行い、教育ビジョンの周知を図ります。このうち、学校教職員に向けては、教育ビジョンの趣旨を理解し日々の教育活動に生かせるよう、研修などを通じて周知を図ります。

また、県の広聴制度や各種会議等を通じて県民の意見を的確に把握し、施策への反映を図ります。

(3) 計画の進捗状況の点検・評価と計画の見直し

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価」や県の行政評価において、毎年、教育ビジョンの施策の進捗状況を把握し、施策の効果や課題を検証します。あわせて、その結果を踏まえて、施策の見直しを図ります。

また、教育ビジョンの計画期間中において、社会・経済情勢の大きな変化や国における教育制度の大幅な改正などが生じた場合は、必要に応じて適宜・適切に計画の内容を見直します。

5 全体構成

図1は、令和2年度から令和6年度までの5年間に島根県が推し進めようとする教育施策が何をねらいとしているかについて示しています。

島根県の教育が目指すべき姿を「**基本理念**」として示し、基本理念のもとに「**育成したい人間像**」、「**育成したい力**」を示しています。

また、学習指導要領（平成29年告示）で示された、「育成すべき資質・能力の3つの柱」や、「社会に開かれた教育課程」の実現は、本県がこれまで学校・家庭・地域と連携・協働しながら取り組んできた「教育の魅力化」などの施策と方向性を同じくするものです。この点をわかりやすく表現するため、学習指導要領で示された「育成すべき資質・能力の3つの柱」を「教育の魅力化で島根の子どもたちに育成したい力」と関連付け、それぞれ「知識・技能」は「学びの支えを築く」、「思考力・判断力・表現力等」は「深め広げ豊かにする」、「学びに向かう力・人間性等」は「人生や社会に生かす」と表しています。

「**地域社会**」は、「よりよい教育を通して、よりよい地域社会を創る」という考え方のもと、教育を通じて目指す地域社会の姿を示しています。

「**教育環境の充実**（必要な施策）」は、学校・家庭・地域が連携・協働して充実させていく4つの柱と基盤となる教育環境の整備・充実としてまとめています。。

そして、学校・家庭・地域が、基本理念や育成したい人間像、育成したい力を共有し、連携・協働を図りながら島根の教育をよりよいものに高めていくことが「**教育の魅力化**」であることを示しています。

教育の魅力化を推進することは、魅力ある地域社会を創ることにつながり、魅力ある地域社会の活力は、教育の魅力化を推進することにつながります。

全 体 構 成

図1

教育の魅力化

基本
理念

こんな人を！
育成したい人間像

こんな力を！
育成したい力

こんな教育を！
教育環境の充実

ふるさと島根を学びの原点に
未来にはばたく

心豊かな人づくり

学力を育む

自ら課題や展望を見いだし、粘り強く挑戦し学ぶ人

学びの支えを築く

基礎的な知識・技能を身に付け、生かす力

深め広げ豊かにする

自分の考え方や意見を構築し、伝える力

人生や社会に生かす

夢や志を形成し、やり遂げようとする力

社会力を育む

人とのかかわりやつながりを大切にし、新たな社会を創造する人

学びの支えを築く

人々との交流から、自分の世界を広げる力

深め広げ豊かにする

多様な人と合意形成を図り、物事を進めていく力

人生や社会に生かす

相違や対立を乗り越え、新たな価値を見いだす力

人間力を育む

自然や文化を愛し、自他を共に大切にする優しく強い人

学びの支えを築く

多様な自然や文化を、知ろうとする力

深め広げ豊かにする

見えにくいことにも気づき、考え方行動する力

人生や社会に生かす

人々や地域に感謝し、誰もが心地よい居場所を作ろうとする力

学校・家庭・地域が基本理念のもとに連携・協働する教育環境

■学ぶ意欲を高め、確かな学力を育む教育

- ・基礎学力の育成
- ・キャリア教育の推進
- ・幼児教育の推進
- ・読書活動の推進
- ・望ましい生活習慣の確立、心身の健康づくりと体力の向上

■一人一人の個性や主体性・多様性を生かし伸ばす教育

- ・インクルーシブ教育システムの推進
- ・道徳教育の推進
- ・人権教育の推進
- ・課題を抱える子どもへの支援
- ・外国人児童生徒等への支援
- ・学び直しや生涯学習の推進

■地域や社会・世界に開かれた教育

- ・地域協働体制の構築
- ・ふるさと教育や地域課題解決型学習の推進
- ・国際理解教育の推進
- ・主権者教育や消費者教育の充実

■世代を超えて共に学び、育つ教育

- ・地域を担う人づくり
- ・社会教育における学びの充実
- ・家庭教育支援の推進
- ・図書館サービスの充実
- ・体験活動の充実

基盤となる教育環境の整備・充実

- ・教職員の人材育成、学校マネジメントの強化
- ・学びを支える指導体制の充実
- ・地域全体で子どもを育む取組の推進
- ・学校危機管理対策の充実
- ・学校施設の安全確保の推進
- ・文化財の保存・継承と活用
- ・私立学校への支援

教育の魅力化の実績を生かした
地域との連携による教育の推進

地 域 社 会

誰もが安心して学び、共に挑戦できる魅力ある島根

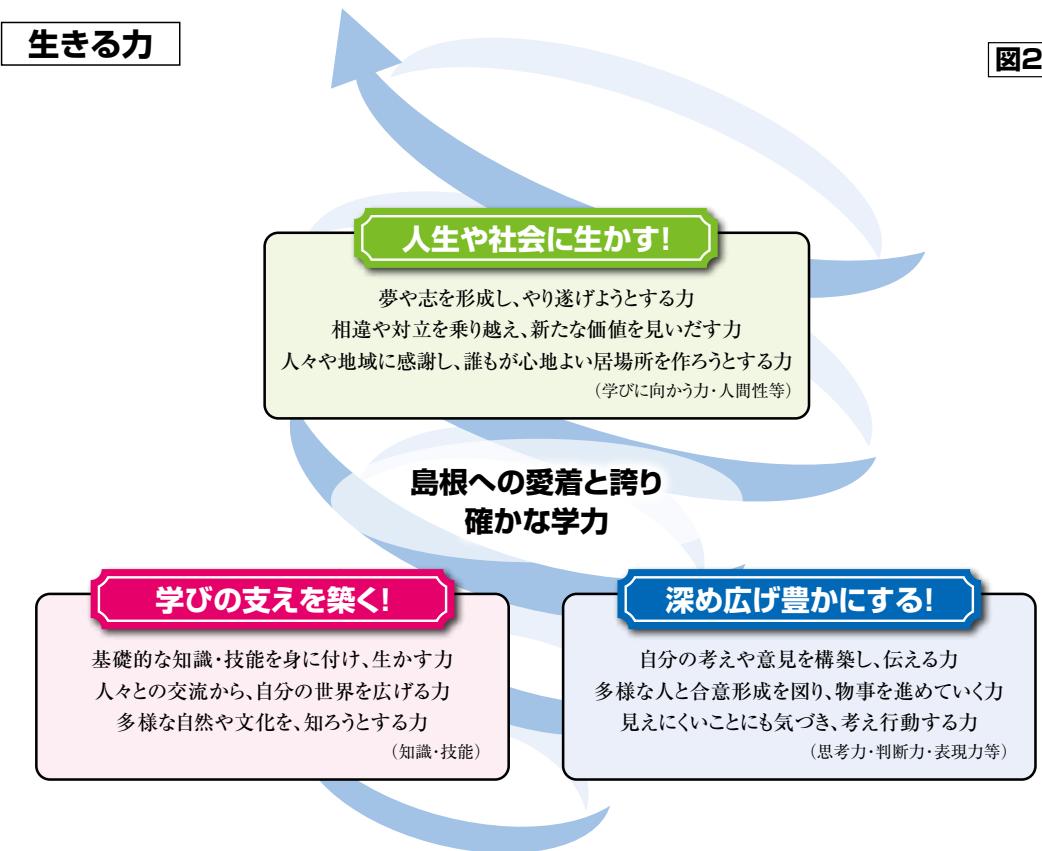
II 教育の魅力化

1 「教育の魅力化」とは

島根の子どもたち一人一人に、自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために必要となる「生きる力」を育むため、学校・家庭・地域がその目標を共有し、協働を図りながら、島根の教育をよりよいものに高めていくことです。

そして、「教育の力を地域の力に、地域の力を教育の力にする教育活動」により、学校教育と地域社会との間の好循環を生み出そうとする理念を学校・家庭・地域が共有し、一人一人の子どもの学びに向かう意欲を引き出し、「生きる力」を育むことが、島根らしい教育の魅力を高めることにつながります。

「生きる力」を育む際には、「学びの支えを築く（知識・技能）」、「深め広げ豊かにする（思考力・判断力・表現力等）」、「人生や社会に生かす（学びに向かう力・人間性等）」の3つの要素を個別に伸ばすのではなく、一人一人の学びに向かう意欲を引き出しながら、3つの要素を相互に関連させバランスよく育成しつつ、全体として高めていく好循環を確立することが大切です。



さらに、県民一人一人が自主的・主体的に生涯を通じた学習に取り組み、その成果を社会生活で生かすなど、学ぶことの楽しさが生涯続くようにすることも大切です。

2 誰にとっての魅力なのか

なにより、子どもたちにとっての魅力であり、また、保護者、教職員、そして子どもたちや学校を支える地域の人々にとっての魅力でもあります。「子どもたちがもっと学びたい教育、保護者が学ばせたい教育、地域が応援したい教育、教職員の個性や主体性・多様性が生かされる教育」となることを目指します。

3 島根らしい魅力ある教育とは

島根のもつ強みを生かしながら、各学校・地域の特色に応じて展開していく、次のような教育です。

- (1) 豊かな自然、歴史・伝統、文化といった地域それぞれの魅力や教育資源（ひと・もの・こと）を生かす、地域に開かれた教育
- (2) 学校・家庭・地域が一体となり、子どもたち一人一人の魅力や個性を伸ばし、自己実現を支援する、主体性と多様性を尊重する教育
- (3) 温かな人のつながりや勤勉で粘り強い県民性を生かし、子どもも大人も共に学び続ける、対話的・探究的な教育

4 「教育の魅力化」推進のポイント

(1) 教育目標の明確化

地域社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、対話を通して地域の子どもたちに育成したい力（資質・能力）や教育の目標を明確にし、学校・家庭・地域が共有することが大切です。

(2) 基礎学力の充実

発達の段階に応じて必要とされる知識・技能を習得し、活用する過程で、子ども自身が自分なりの試行錯誤を繰り返すことにより、必要に応じて使いこなせる基礎学力を確実に定着させることが大切です。

(3) 学校と地域の協働

子どもたちの育ちを学校内に閉じず、地域の人的・物的資源を活用したり、社会教育との連携を図ったりし、学校と地域が連携・協働しながらよりよい教育環境を実現することが大切です。

(4) 異校種間の連携

保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等を貫いた一体的・系統的な教育活動を実現するとともに、一人一人の成長・発達に応じた校種間の連携を確実に行うことが大切です。

5 「教育の魅力化」を進めるために

(1) 地域協働体制の実現

「生きる力」は、学校だけで育まれるものではなく、多様な人々とのかかわりや、様々な経験を重ねていく中で育まれるものであり、子どもたちは地域とのつながりや信頼できる大人とのかかわりを通して、心豊かにたくましく成長していくことができます。また、自分自身が地域の担い手であるという意識を高めることにもつながります。一方、地域は、子どもたちの成長を軸に、学校と連携・協働し学び合うことにより、住民一人一人の活躍の場を創出し地域に活力を生み出すことができます。

地域と協働した教育活動は、地域の担い手の育成につながるなど、地方創生・地域活性化の観点からも重要です。

(2) 地域資源の活用

本県には各地域に豊かな自然、歴史・伝統、文化、産業があり、子どもたちを温かく支え、育てようとする地域社会が今なお残っています。県内の小学校、中学校ではこうした地域資源を活用したふるさと教育を進めてきました。

地域資源を活用した教育課程を構築することにより、学んでいることと社会とのつながりを意識しながら教科横断的に学びを深めることは、「主体的・対話的で深い学び」の実現にもつながります。

(3) ふるさと教育、地域課題解決型学習の推進

地域での実体験や、多様な人々との交流と対話的な学びを通して、学校等で学ぶことと地域や社会でよりよく生きることがつながり、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力等を育むことができます。

また、そのような地域の人々とのかかわりは、ルールやマナー、思いやりの心などこれまで取り組まれてきた「しまねのふるまい」^{※2}をより高めていくことにもつながります。

こうした島根らしい教育を推進することにより、「ふるさと島根」への愛着や誇りを育みます。

また、島根県が抱える少子高齢化や過疎をはじめとする様々な課題は、遠からず日本全体や世界各地で取り組まねばならない課題でもあるため、中学校や高等学校等において、地域を題材にした課題解決型学習のような学びの視点や手法を身に付けることは、子どもたちの将来にとって大きな知的財産となります。

(4) 「しまね留学」の推進

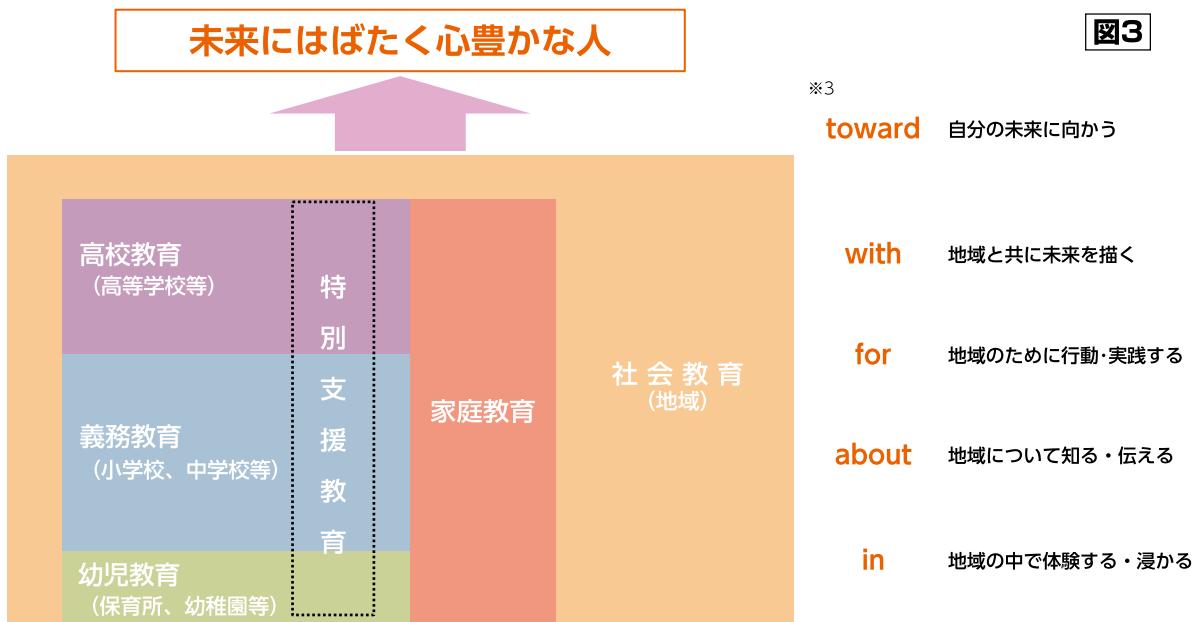
多様な価値観との出会いや、切磋琢磨を通しての視野の広がり、交流の拡大やコミュニケーション力の向上、島根の魅力や課題の再発見など、県内外の生徒への教育的効果の高い「しまね留学」を、市町村等と連携・協働しながら推進します。

^{※2}しまねのふるまい・・・島根県教育委員会で取り組んでいる「しまねのふるまい」とは、礼儀、作法、あいさつ、ルール、マナー、生活行動、生活動作、思いやりなどの総称をいう。

＜教育の魅力化による次代を担う人づくり＞

地域に愛着と誇りをもち、将来、地域や社会の役に立ちたいと思う人づくりを進めいくため、地域ぐるみ（学校・家庭・地域の連携）での教育を保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等を貫いた一体的・系統的に進めていくことが必要です。

このように、自分たちが生まれ育った地域について子どもの頃から親しむなど、ふるさと島根を学びの原点に、島根の未来を考え、将来の自分の役割に思いを馳せることは、社会人として自立していく上でも重要です。



in とは……

地域の「中」に全身でどっぷり浸かり、様々な感覚を使って地域を体験することです。外遊び、自然体験、地産地消の食育などはその代表例で、就学前から小学校低学年までに行なうことが重要です。

味覚の形成期にしっかりと地域のものや旬のものを味わい、地元の食材のよさがわかる確かな感覚を磨くこと、神楽の音やリズム、森や土の香りなどに浸り、地域での「原体験」や「原風景」を深く多くもつことで、愛着や郷土愛の土台を育みます。

*³ in about for with toward … イギリスの環境教育の構成要素（in about for）を基に、県教育委員会で再構成したもの。

about とは……

地域に「ついて」知る、調べる、考える、伝える学びなど、自ら行動することです。

小学校、中学校段階では、地域のひと、もの、ことと触れながら地域の歴史や文化、現在の課題、未来の姿などを調べ、考え、地域外の人にも伝えること等を通して、誇りや愛着を育みます。

for とは……

自分を育ててもらった、自分が暮らしている地域の「ために」、行動、実践することです。

中学校、高等学校段階では地域行事や地域ボランティア等への参加、地域の課題を発見し解決に向けた提案、課題解決への実践などを経て、自分たちも地域の役に立てる、地域を守り、創っていく一員だという自覚や当事者意識の醸成を図ります。

with とは……

地域と「ともに」自分の未来を描き・デザインしていくことです。

高等学校など今後の自分の進路や生き方・働き方・暮らし方を考える時期には、地域のことと、自分の未来を切り離して考えるのではなく、つなげて考えてみる必要があります。自分という「個」の未来だけでなく、「地域」や「社会」の未来を考えていくように促します。

toward とは……

自分の未来に「向かって」はばたくことです。

日本や世界を見渡す広い視野と島根への愛着と誇りをもち、世界や日本と自分との関係や生まれ育った地域と自分との関係を意識しながら、夢や希望の実現に向かって意欲的に進んでいくことが重要です。

Ⅲ 基本理念

ふるさと島根を学びの原点に 未来にはばたく 心豊かな人づくり

グローバル化の進んだ現代社会は、身近な日々の暮らしが世界の課題と直結した社会でもあります。環境、貧困、人権、平和、開発などの諸問題に対して「世界的な視野で考え、身近なところから取り組む（think globally, act locally）」ことが求められており、2030年までに持続可能な社会を目指す世界のマスター・プランとして国連が掲げる SDGs^{※4}を教育の中心に置く取組も進められているところです。

こうした中、子どもたちが自身の生まれ育った地域との確かな絆を原点として主体的な学びを立ち上げようとする本県の「教育の魅力化」の取組は、「ふるさと島根を学びの原点にもつ」という視点からとらえることに教育上の意義や重要性があります。

家族に愛され、地域の人々から大切にされて育つこと、また豊かな自然、歴史・伝統、文化、産業など地域の資産を直接経験することの中から、周囲の人々や生まれ育った地域を好きだと感じ誇りに思う気持ちが育ちます。それが自分の存在への感じ方に反映された結果、自分を肯定的に捉えようとする気持ち（自己肯定感）が育ち、そこを原点として、自分したいこと、すべきことを発見し、地域社会や日本の将来、あるいは世界の未来にはばたこうとする心豊かな人を育てたいと考えます。

そのために必要な教育として、地域社会のよい面ばかりではなく、人口問題をはじめとする深刻な状況、厳しい現実と向き合う力を育てることも重要であり、また、外から与えられる問題を解くばかりではなく、今後の社会では、自ら問題を発見したり解くべき課題を創ったりする力を育てる必要があります。そうしたふるさと島根での学びを自らの原点にもつ人は、県内に留まり島根の未来を創る人や、どこにいても島根を想う人、あるいは世界を島根に呼び込もうとする人に育つと考えます。

島根に育ち学んだ自信を胸に、自らの人生と未来を切り拓き、夢や希望を実現してもらいたい、こうした思いを学校・家庭・地域・行政など、教育にかかわる全ての人が共有し、相互に連携しながら教育施策に取り組んでいきたいと考えます。

^{※4}SDGs・・・持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略。「誰一人取り残さない」持続可能で包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標などが2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された。

IV 育成したい人間像 育成したい力

第2期しまね教育ビジョン21では、3つの教育目標とそのような力を備えた人間像を、次のように示しました。

1. 向かっていく学力（夢や希望に向かって主体的に学ぼうとする人を育てます）
2. 広がっていく社会力（多様な人と積極的に関わり、社会に役立とうとする人を育てます）
3. 高まっていく人間力（自他を等しく大切にし、共に生きようとする人を育てます）

この教育ビジョンでも、基本的には同様に、学力を育む、社会力を育む、人間力を育むの3つの観点から、子どもの育ってほしい姿（今後の社会を生き抜く上で育成することが望まれる人間像）と、それぞれの人間像に必要な力を示すこととしました。

学習指導要領（平成29年告示）では、「育成すべき資質・能力」を、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の3つの柱に整理し、これらをバランスよく育む事を求めています。また、このような能力を育むために、学校だけでなく家庭や地域と連携した「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。

このことは、本県がこれまで学校・家庭・地域と連携・協働しながら取り組んできた「教育の魅力化」などの施策と方向性を同じくするものであり、「育成したい力」は、学習指導要領で示された「育成すべき資質・能力の3つの柱」と関連付けながら示しています。

また、これらの「育成したい人間像」や「育成したい力」は、子どもたちだけに必要なものではなく、大人たちにも必要なことであると考えています。

1 自ら課題や展望を見いだし、粘り強く挑戦し学ぶ人

学力を育む（より広くは学びの力を育む）観点からの人間像です。複雑化・多様化した現代社会の課題の解決は、既存の知識・技能を習得し応用することに加え、未知の問題を発見して課題を組立て直したり、独自の視点から解決に至る道筋や手法を開発したりすることが求められます。受け身の学習ではなく、自らの目標をもって、難しい課題に粘り強く取り組んだり、誰も取り組もうとしない課題に挑戦したりする学びの開拓者であってほしいと考えます。そのためには次のような力を育成する必要があります。

【育成したい力】

〔学びの支えを築く〕 基礎的な知識・技能を身に付け、生かす力

- ・基礎学力（基礎的な知識・技能）
- ・学びを支える基礎体力や基本的生活習慣
- ・情報や情報通信技術（ＩＣＴ）を学びに生かす力

〔深め広げ豊かにする〕 自分の考え方や意見を構築し、伝える力

- ・未知の課題を発見し探究しようとする力
- ・他者との対話や協同の中から、自らの思考を深める力
- ・自分の考え方や意見を構築し、伝わるように表現する力

〔人生や社会に生かす〕 夢や志を形成し、やり遂げようとする力

- ・学びを支える自分の夢や志を形成する力
- ・失敗や挫折を恐れず試行錯誤を繰り返し、やり遂げようとする力

2 人とのかかわりやつながりを大切にし、新たな社会を創造する人

社会力を育む（これからの中の社会の形成者を育成する）観点からの人間像です。基準・規範が曖昧化する現代社会においては、渾然とした価値観が整理されないまま交錯・混在し、わかつてもらえるはず、通じるはず、といった安易な前提が通用しなくなっています。わかつたふりや通じたつもりが、後に大きな対立や不信につながることさえもあります。多様な価値観をもつ他者とのコミュニケーションに対して積極的に開かれた心をもち、わかりにくいことをわかるうとする気持ちをもつとともに、国際的な感覚やコミュニケーション力を身に付け、積極的に社会を創造しようとする人になってほしいと考えます。そのためには次のような力を育成する必要があります。

【育成したい力】

〔学びの支えを築く〕 人々との交流から、自分の世界を広げる力

- ・家庭や地域で育まれる基礎的コミュニケーション力
- ・家庭生活や地域の人々との交流から育まれる基本的な社会性
- ・グローバル化の時代を生き抜く国際感覚とコミュニケーション力

〔深め広げ豊かにする〕 多様な人と合意形成を図り、物事を進めていく力

- ・自分とは異なる見方や意見をもつ多様な人との交流に柔らかく開かれた心
- ・経験のないことにも、しなやかに向き合う力
- ・学校生活、集団生活の中で育まれるリーダーシップとフォローアップ

〔人生や社会に生かす〕 相違や対立を乗り越え、新たな価値を見いだす力

- ・意見の相違や対立の向こうに、新たな解決を見いだそうとする力
- ・家庭や学校、地域での自己の社会的役割を自覚し、人と力を合わせ協働する力

3 自然や文化を愛し、自他と共に大切にする優しく強い人

人間力を育む（心豊かに生きる力を育む）観点からの人間像です。島根の豊かな自然や文化を、子ども時代に身体に染み込ませるように体感しながら育つことは、やがて地球環境を守り異文化を尊重する気持ちにもつながっていきます。また人と人との関係の希薄化が大きな問題として指摘される現代社会において、島根の各地域に残る相互に助け合う社会のよさを家庭や学校の教育に取り入れていくことから、自分を大切にし他者を思いやる心が育ちます。相互に理解を深め、多様性を認めあうバリアフリーでインクルーシブなセンスをもった、人間性豊かな人に育ってほしいと考えます。そのためには次のような力を育成する必要があります。

【育成したい力】

〔学びの支えを築く〕 多様な自然や文化を、知ろうとする力

- ・日本や世界の多様な自然や文化を、積極的に知ろうとする力

〔深め広げ豊かにする〕 見えにくいくることにも気づき、考え方行動する力

- ・自然や文化を享受するだけではなく、守り継承していく力
- ・島根のよさや課題を自分のことばで表現し、人に伝えていく力
- ・困っている人やうまくいかなさを抱えている人に気づき、理解しようとする力

〔人生や社会に生かす〕 人々や地域に感謝し、誰もが心地よい居場所を作ろうとする力

- ・豊かな自然や文化を味わうことのできる感性
- ・自分を取り巻く人々や地域への愛情と感謝、ふるさとを誇りに思う気持ち
- ・家庭や地域で愛されて育つことを通じて育まれる自尊感情
- ・時代に沿った新たな規範を模索し、誰もが心地よい居場所を作ろうとする力

V 教育を通じて目指す地域社会の姿

～誰もが安心して学び、共に挑戦できる魅力ある島根～

子どもたちは、学校だけで育まれるものではなく、多様な人々とのかかわりや、様々な経験を重ねていく中で育まれるものであり、地域とのつながりや信頼できる大人とのかかわりを通して、心豊かにたくましく成長していくことができます。

一方、地域は、子どもの成長を軸に、学校と連携・協働し学び合うことにより、住民一人一人の活躍の場を創出し活力を生み出すことができます。

「よりよい学校教育を通して、よりよい地域社会を創る」

「よりよい地域社会が、よりよい学校教育を創る」

地域との協働により、学校教育と地域社会との間の好循環を生み出すことが重要です。

また、これから的人生100年時代の地域社会の展望を踏まえた教育の役割として、学びは子どもたちだけのものではなく、教職員、保護者、地域住民も含めて、いくつになっても学び直しや学び続けることが重要です。同時に、多様な人々が学びを必要とするときに、年齢、性別、国籍、経済事情、障がいの有無などにかかわらず、誰もが学べる社会であることが大切です。

そして、複雑で予測困難なからの時代をよりよく切り拓いていくには、定まった答えのない課題にも、試行錯誤を繰り返しながら学び、探究して、前進していく姿勢が一層重要となります。

引き継いできた大切な文化や伝統を継承しつつ、持続可能な地域社会を作っていくためには、前例踏襲や現状維持だけでなく挑戦が必要です。子どもや若者は、挑戦することで大きく成長します。その若い世代の挑戦が応援され、称賛され、受け入れられる地域社会であることが大切であるとともに、周囲の住民も恐れず挑戦し続ける地域社会であることが重要です。

教育を通じて個人の資質・能力を最大限に伸ばし、全ての人がもつ可能性を開花させることで、一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる地域社会の実現を目指す必要があります。

VI 家庭・地域と連携・協働した学校教育の展開

育成したい人間像である「自ら課題や展望を見いだし、粘り強く挑戦し学ぶ人」「人のかかわりやつながりを大切にし、新たな社会を創造する人」「自然や文化を愛し、自他を共に大切にする優しく強い人」を、就学前から高等学校段階までの間に、学校・家庭・地域がどのようにかかわりながら育んでいくのか要点をまとめて示し、関係者が共通認識をもち、連携して行動することが重要と考えます。

図4は、育むべき目標を「学力を育む」「社会力を育む」「人間力を育む」の項目ごとに、発達の段階に応じて整理したものです。

「教育の魅力化」による次代を担う人づくりについても、発達の段階に応じてまとめています。

下段には、学校・家庭・地域が連携して行う「基本的生活習慣の形成、健康・体力づくり」を整理しています。

また、その下に、家庭（保護者）が子どもたちにどのようにかかわっていくのかをまとめています。

一番下には、学校や家庭と連携・協働していただく地域を表現しています。

この「家庭・地域と連携した学校教育の展開」を充実・発展させていくためには、学校が家庭や地域から信頼される存在であり続けることが大切です。

さらに、充実した家庭教育を行ってもらうためには、学校と家庭の情報共有や行政による家庭教育への支援も必要です。

ふるさと島根を学びの原点に 未来にはばたく
心豊かな人



VII 教育環境の充実

～学校・家庭・地域が基本理念のもとに連携・協働する教育環境～

基本理念、育成したい人間像、育成したい力は、学校・家庭・地域が連携・協働して取り組むことによって、はじめて達成されるものです。そのため、次の4つの柱を中心とした教育環境を、あらゆる境遇の子どもに行き渡るよう配慮しながら、充実を図ります。

- (1) 学ぶ意欲を高め、確かな学力を育む教育
- (2) 一人一人の個性や主体性・多様性を生かし伸ばす教育
- (3) 地域や社会・世界に開かれた教育
- (4) 世代を超えて共に学び、育つ教育

また、これらの基盤となる教育環境（教職員の人材養成、学校の安心・安全、教職員の働き方改革、文化財の保護・継承など）の整備・充実も必要です。特に、子どもの人格形成に大きな影響を与える人的環境としての教師自身が、必要な資質・能力を備えていることが重要です。学ぶ意欲と最新の知識・技能など確かな学力をもち、一人一人の個性や主体性・多様性を發揮し、地域や社会・世界に目を向け、世代を超えて共に学んでいこうとする教師一人一人の志は、「教育の魅力化」、魅力ある学校づくりに欠かせない条件です。

1 学ぶ意欲を高め、確かな学力を育む教育

(1) 基礎学力の育成

[現状と課題]

- 平成28年度～令和元年度の「全国学力・学習状況調査」の結果を全国と比較すると
 - ・小学校算数、中学校数学の正答率が低い傾向にあります。
 - ・全ての教科において、高正答率者が少ない傾向にあります。
 - ・中学校において家庭学習を1時間以上している生徒の割合が少ない傾向にあります。
 - ・小学校、中学校ともに、地域の行事に参加している児童生徒の割合が高い傾向にあります。
- 県立高校生を対象とした平成28年度～30年度「学校生活に関するアンケート」結果によると
 - ・人前で自分の考えや意見を発表することへの自信が持てていません。
 - ・国語、数学、総合的な学習の時間が「将来、社会に出たときに役立つ」という肯定的意見が高校1年次よりも3年次で減少しています。
- 急激な情報技術の進展による情報化やグローバル化といった社会的変化に対応するために、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力などを、各学校段階を通じて体系的に育んでいくことが必要です。

[今後の方向性]

- 市町村等と連携・協働し、「全国学力・学習状況調査」及び「島根県学力調査」の結果分析に基づいた指導の改善を推進します。
- 発達の段階に応じて必要とされる知識・技能を習得し、必要に応じて使いこなせるようするため、小学校、中学校、高等学校でその意義や目的を共有し、協調学習^{※5}の考え方を取り入れた授業改善に取り組みます。
- 学校図書館活用教育や、学校で学ぶことと地域や社会でよりよく生きることをつなげる取組を進め、言語能力や問題発見・解決能力等を育成します。
- 子どもたち一人一人が授業でICT機器を効果的に活用することなどを通して、情報活用能力等を育成します。
- ポートフォリオ^{※6}など個別の学習履歴を活用して、個々の理解度・到達度に応じた効果的な学習となるよう指導します。

^{※5} 協調学習・・・子どもたち一人一人が、自分のもつ知識・技能を活用して答えを追究しつつ、他者の異なる視点や考え方を学ぶことで、自分の考えをより質の高いものにしていく学び。

^{※6} ポートフォリオ・・・子どもの学習の過程や成果などの記録や作品を計画的にファイル等に集積したもの。

(2) キャリア教育の推進

[現状と課題]

- 子どもたちが社会的・職業的に自立していくためには、一人一人が生きる力を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、将来直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応する力を高めることが重要となっています。
- 平成30年度の小学校、中学校「全国学力・学習状況調査」、高等学校「学校生活に関するアンケート」の結果によると、地域や社会で起こっている問題や出来事に関心を示す生徒の割合は増加してきており、社会に能動的にかかわろうとする意欲が喚起されつつあります。

[今後の方向性]

- 就学前から高等学校までの各段階で、キャリア教育に関する方針を明確にし、学校種ごとの目標を関連付けながら、教育活動全体を通して系統的なキャリア教育に取り組みます。
- 「どこでどう暮らすか」といった観点で、子どもたちが自身のライフプランを考える機会をしっかりと設け、授業や地域での体験学習等を通して学んだことと結びつけて、仕事、家庭生活、地域社会とのつながり等の様々な側面から自らの人生設計を考える教育を推進します。
- 職場体験、地元企業でのインターンシップ、まち探検や地域課題解決型学習などの体験的な学習が、教科の学習とどのようにつながっているかを子どもたちに伝えることで、学ぶことと生きていくこと（働くこと）の関連性について子どもたちの理解を深める取組を推進します。
- 子どもたちが自らの学びを振り返り、将来への見通しをもつなど、自分の変容や成長を実感するとともに、主体的に学びに向かう力を育めるよう「キャリア・パスポート」^{*7}の作成・活用に取り組みます。

(3) 幼児教育の推進

[現状と課題]

- 幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であり、小学校以降の学びの出発点となる自立心や思考の芽生え、人とかかわる力や豊かな感性などの資質・能力を育む必要があります。

^{*7} キャリア・パスポート・・・子どもたちが自らの活動を記録し蓄積する教材であり、自分の学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価するため活用する。

- 平成29年に、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が改正され、平成30年から「乳幼児期において育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が、幼児教育に携わる関係者の間で共有されることとなりました。
- 幼児教育施設（保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園等幼児教育を行う施設）は多種多様であり、地域によって施設利用の割合も違うことから、幼児教育の内容や小学校との接続・連携に向けた教育活動などは施設によって様々です。また、保護者や保育者、地域の人々の幼児教育に関する考え方にも違いがあります。
- 本県では、平成30年に幼児教育センターを設置し、幼児教育の質の向上に取り組んでいますが、幼児教育の質の向上を図るためにには、市町村等・幼児教育施設・地域・保護者の共通理解が必要です。

[今後の方向性]

- 幼児教育の必要性や取組内容を共有し、行政、幼児教育施設及び小学校、保護者、地域が一丸となって、幼児教育の質の向上に取り組むため、「島根県幼児教育振興プログラム」を作成し、市町村等・幼児教育施設など関係者と共有します。
- 幼児教育施設が幼児教育に係る共通理解のもとで質の向上を図るため、実践事例集の作成・配布や職務に応じた研修を支援します。
- 幼児教育施設と小学校が目指す子どもの姿を共有し、円滑な接続を図るため、それぞれの教育内容や指導方法などの相互理解を深める取組を推進します。

(4) 読書活動の推進

[現状と課題]

- 「第4次島根県子ども読書活動推進計画」に基づき、読書活動や授業等での学習活動において学校図書館を有効に活用し、子どもたちに、読む力や情報を収集する力、様々な情報を自らの課題解決に向け取捨選択する力を育む取組を推進することとしています。
- 令和元年度「全国学力・学習状況調査」によると、
 - ・「読書は好き」と肯定的な回答をした割合は、中学校では全国平均と同等、小学校では下回っています。
 - ・平日に学校の授業以外で全く読書をしない児童生徒の割合や、30分以上読書をする児童生徒の割合は、改善されていない状況にあり、また、年齢が進むにつれ読書離れの傾向がみられます。
- 県内全ての小学校、中学校を対象とした「子ども読書アンケート」によると、国語や総合的な学習の時間における学校図書館を活用した学習は進んでいますが、他の教科においては、更なる活用が必要です。

[今後の方針]

- 子どもたちの発達の段階に応じた読書活動を通じて、乳幼児期からの読書習慣の定着や学校図書館活用教育を推進します。また、読書の楽しさを味わうとともに、豊かな心と確かな学力を身に付けることができるよう、学校・家庭・地域が連携し、子どもの読書を支える人材育成や環境整備に努めます。
- これからの中学生たちに求められる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を育むため、学校図書館を教科横断的に授業で利活用する学校図書館活用教育を推進します。
- 学校図書館活用教育を一層推進するために、各自治体及び各学校において研修の機会を確保します。

(5) 望ましい生活習慣の確立、心身の健康づくりと体力の向上

[現状と課題]

- 核家族化や共働き世帯の増加、地域とのつながりの希薄化に加え、価値観やライフスタイルの多様化、電子メディアの急激な普及など、子どもたちを取り巻く社会環境や生活環境の変化により、子どもたちの心身の不調やアレルギー疾患、感染症など現代的な新たな健康課題が顕在化しています。
- 子どもたちが電子メディアに接する時間が長くなったことも影響し、睡眠時間6時間未満の割合が小学生、中学生では増加傾向にあり、高校生では毎年約20%で推移しています。睡眠不足は、集中力や記憶力の低下につながり、学校での学習に支障がでることもあります。
- 年齢が上がるにつれ、朝食の欠食率も高くなっています。また毎日食べている子どもでも主食のみの割合が増加しています。さらに子どもの肥満傾向の割合も小学生、中学生で年々増加傾向にあります。
- 子どもたちが毎日運動する割合は増加し、基礎的な体力は緩やかな回復傾向にありますが、最も高かった昭和61年と比べると、まだ劣っています。また、幼児期における運動遊びによる全身運動の減少もあり、小学校に入学した新入生の中には、授業中に正しい姿勢を保って座ることができないなど、学校生活を送る上で必要な体力が十分に備わっていない児童もいるという実態があります。

[今後の方針]

- 子どもたちが生涯にわたって健康な生活を送るために、望ましい生活習慣の確立とともに、日常的に起こる健康課題やストレスに適切に対処する力など、自らの健康保持、増進を図る知識や、技能を身に付けることが必要です。そのために家庭・地域・学校が一体となって、子どもたちに健康に関する知識や健康的な生活を実践していく力を育成します。

- 電子メディア接触による健康への影響や睡眠の重要性について子どもや保護者の理解を深め、家庭でのルールづくりを促すとともに、望ましい生活習慣の確立に向け、子どもたちが自ら考え、実践できる力を育成します。
- バランスのよい朝食など健全な食生活は、生涯にわたる健康維持の基礎となります。子どもたちが望ましい食生活のために正しい知識と食習慣を身に付けるとともに、地場産物を活用した給食を教材とするなど、食育を推進します。
- 体力、運動能力を高めることは健全な体の発達だけでなく心の発達にもかかわっています。幼児期の運動遊びや学校での体育の授業を通して、運動が好きな子どもが増えるよう、積極的なスポーツへの参加を促し、体力の向上とあきらめずに最後までやり遂げる力の育成を推進します。

2 一人一人の個性や主体性・多様性を生かし伸ばす教育

(1) インクルーシブ教育システムの推進

[現状と課題]

- 特別な支援の必要な子どもたちは、年々増加しており、障がいも重度化、多様化しています。特別支援学級や通級による指導^{*8}など個々の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を受けられるようになりますが、それぞれの障がいに応じた教員の指導力を高めていく必要があります。
- 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の通常の学級において、発達障がいのある子どもが増加しており、全ての子どもたちや教職員等の特別支援教育に対する理解と適切な対応が必要となっています。
- 特別な支援の必要な子どもたちが自立し社会参加していくためには、早期発見・早期支援が重要ですが、保護者など身近な人の障がいについての理解が不十分なために、支援が遅れるといった現状があります。また、就学前から社会参加まで一貫した支援が必要ですが、情報共有や引き継ぎが不十分なために支援が途切れたり、不足したりする現状があります。
- 共生社会の実現に向けては、障がいやインクルーシブ教育システム^{*9}に関する理解がまだ十分とは言えない状態です。

[今後の方向性]

- 市町村等や関係機関と連携し、それぞれの学びの場において特別な支援の必要な子どもたちが適切な支援を受けて、その能力を最大限に伸ばし、自立し社会参加できるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を充実します。
- 全ての教職員等が、特別支援教育の理解を深めることができるよう研修の充実を図ります。また、特別支援教育を担うリーダーとなる人材の育成について、長期的視点をもって計画的に取り組んでいきます。
- 就学前から社会参加まで切れ目ない一貫した支援が受けられるよう、市町村等とともに、医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携を促進します。
- 子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、必要に応じて関係機関が共有でき、支援を引き継いでいけるよう、個別の教育支援計画の活用をさらに推進します。
- 障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶ機会を増やし、子どもたちの障がいに対する理解を深めるとともに、保護者や企業を含めた地域の方々に対するインクルーシブ教育システムについての理解啓発を推進します。

^{*8} 通級による指導・・・通常の学級に在籍している子どもに対して、大部分は通常の学級で学習を受けながら、一部、心理的な安定やコミュニケーションなど、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を個別に行うもの。

^{*9} インクルーシブ教育システム・・・障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

(2) 道徳教育の推進

[現状と課題]

- 道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行い、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度などの道徳性を養う必要があります。
- 道徳科の授業においては、主題やねらいの設定が不十分で、生活経験の話し合いであったり、教材の中に登場する人物の心情理解などに偏っていたり、形式的な指導となっているとの指摘もあります。
- 互いに尊重し協働して社会を形成していく上で必要となるルールやマナー、規範意識などを育むためには、地域ぐるみ、社会全体で取り組む必要があります。
- 本県では、自立して生きる力、人と共に生きる力を自ら育んでいくため、乳幼児から大人まで「しまねのふるまい」を定着させる取組を進めています。

[今後の方向性]

- これから時代において、子どもたち一人一人が高い倫理観をもち、人としての生き方や社会の在り方について、多様な価値観を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を目指す力を培う道徳教育を推進します。
- 小学校、中学校では「特別の教科 道徳」を充実させるとともに、高等学校では道徳教育推進教員を中心に学校教育全体を通じた道徳教育を進めます。
- 社会参画の意識を高め、公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めるため、家庭や地域との連携によるボランティア活動や、自然体験活動などの体験活動を通じた「しまねのふるまい」の推進に取り組みます。

(3) 人権教育の推進

[現状と課題]

- 外国人児童生徒の増加、特別な支援の必要性の高まり、性に対する考え方の多様性など、社会の多様性の広がりは、子どもたちを取り巻く環境にも及んでいます。子どもたちには、持続可能な社会の作り手となるために、多様性を認め、様々な人々と協働できる力を身に付けることが求められます。
- インターネット上の部落差別、在日朝鮮・韓国人に対する差別などの差別的な情報の氾濫や、いじめの認知件数の増加等に見られるように、子どもたちが差別やいじめをしない生き方を主体的に選択できる力が求められる場面が増えてきています。子どもたち一人一人の自分や他の人たちの人権を守ろうとする意識・意欲・態度や、自分のよさを感じるとともに他の人々を大切にできる力を、さらに高めていく必要があります。

[今後の方針]

- 子どもたちの様々な人権課題に対する知的理解を深めるとともに、お互いの違いを認め合い、よりよい関係を作ることができるよう、人権感覚を育成します。
- 子どもたち一人一人が「私は大切にされている」という実感を積み重ねていくことができる人権教育を推進します。

(4) 課題を抱える子どもへの支援

[現状と課題]

- 近年、社会環境の変化に伴い、いじめや不登校、経済的困難など、子どもたちの抱える問題が複雑多様化しています。そのため、スクールカウンセラー^{*10}やスクールソーシャルワーカー^{*11}など多様な専門家を配置し、学校内での組織的な支援体制の構築を推進しています。また、教育センター等での来所相談や24時間対応の電話相談を開設し、学校外での相談体制も整備しています。
- 県内のいじめの認知件数や不登校児童生徒数は増加傾向にあり、特に不登校児童生徒については、千人あたりの割合も全国平均より高い状況が続いています。
- 教職員がいじめや不登校等生徒指導上の諸課題に適切に対応するためには、より専門的知見が求められている状況にあります。
- 家庭の経済的事情等により十分に教育を受けられない子どもたちがいる状況もあります。

[今後の方針]

- 子どもが抱える困難な状況については、子どもの変化に気づいた段階から学校が組織的に対応できる体制を強化するとともに、学校と関係機関との連携を推進し、子どもや家庭の状況に応じたきめ細かな支援を行う体制を充実します。そのために、学校内では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの効果的な活用を一層進め、組織的な支援体制を充実させるとともに、学校外でも、子どもたちが相談しやすい環境となるよう相談窓口を充実させます。

^{*10} スクールカウンセラー・・・カウンセリング等を通じて、子どもたちの悩みや抱えている課題の解決を支援する心理の専門家。

^{*11} スクールソーシャルワーカー・・・法律や制度を活用して、子どもを取り巻く環境に働きかけて家庭、学校、地域の橋渡しなどにより子どもの悩みや抱えている課題の解決に向けて支援する福祉の専門家。

- 学校・学級での「居場所づくり」、「絆づくり」を通して、いじめの未然防止を図るとともに、いじめの早期発見や適切な対応を行います。また、必要に応じて、専門家の支援や警察などの関係機関との連携によるいじめへの対応などの取組を推進します。
- 不登校対応における学校、地域での好事例を県内の学校や関係機関に紹介するなど、市町村等と協力しながら、不登校の子どもの社会的自立に向けた取組を推進します。
- 教職員がいじめや不登校など生徒指導上の諸課題に関する正しい知識をもち、適切な指導や支援を行うことができるよう研修の充実に取り組みます。
- 子どもたちの学びを保障するため、経済的支援や指導体制の充実を図ります。

(5) 外国人児童生徒等への支援

[現状と課題]

- 県内の小学校、中学校では、外国人児童生徒や日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒（「外国人児童生徒等」という。）が急増しており、来日後間もない子どもたちの多くは、日本語をほとんど話すことができない状況にあります。
- 外国人児童生徒等に対しては、日本語指導はもとより、生活面の指導、個別の教科学習など、多岐にわたる支援が必要です。
- 外国人児童生徒等の中には、高等学校などへの進学を希望している子どもがいます。しかし、学習言語としての日本語の習得が十分でないなどの理由により進学を断念せざるを得ない状況も生じています。
- 幼児教育施設においても、外国人幼児や海外から帰国した幼児が増えています。

[今後の方向性]

- 外国人児童生徒等に対する教育の充実を図るために、日本語指導員の配置や初期集中指導教室の設置等、市町村等が行う日本語指導や体制整備等を引き続き支援します。
- 小学校、中学校における日本語指導を一層充実させ、組織的・継続的な支援の実現を図るために、子どもたち個々の状況に応じた「特別の教育課程」の編成・実施を推進します。
- 市町村等と連携して、日本語指導が必要な中学生とその保護者を対象に、中学校卒業後の進路希望について実態を把握し、高等学校進学等、将来希望する進路に進むことができるよう支援に取り組みます。
- 幼児期の支援のあり方については、他の都道府県や幼児教育施設等の取組についての情報を収集し、研究を行います。

(6) 学び直しや生涯学習の推進

[現状と課題]

- 定時制・通信制高等学校は、近年では働きながら学ぶ勤労青少年だけでなく、様々な背景をもつ生徒の学習の場となっています。
- 本県の定時制・通信制教育については、その拡充を図るために平成22年度に東部独立校として宍道高等学校を開校し、平成24年度には西部拠点校として浜田高等学校定時制課程に昼間部を開設するとともに通信制課程を新設しました。
- 現在、高等学校の定時制・通信制課程では中学校から進学してきた者、他の高等学校から転学してきた者、中学校卒業後又は高等学校中退後に一度は就職し、学び直しのために編入した者など多様な生徒が学んでいます。また、就学・就労に向けて高等学校卒業資格を目指す生徒のほか、科目履修生など自己の教養を高めようと学ぶ生徒が在籍するという特徴も見られます。
- 本県の定時制・通信制高等学校では、多様な生徒の学びに応えるため次のような対応をしています。
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用するなどきめ細かい生徒支援体制を構築
 - ・生徒一人一人のニーズに応じた少人数指導によるきめ細かな教育を展開
 - ・学び直しのための基礎的な科目を学校設定科目として開設
 - ・キャリア教育を充実させ、生徒のライフプランの策定を支援
 - ・地域貢献を意識した地域学習を行うなど社会に開かれたカリキュラムを展開

[今後の方向性]

- 高等学校の定時制・通信制課程における学び直しや生涯学習に関する一層のニーズ把握に努め、学び直しに寄与する基礎的な科目の開設や、生徒の知的好奇心を喚起するバラエティーに富む教育内容の実施、就学・就労への支援など多様な教育機会の提供を図ります。

3 地域や社会・世界に開かれた教育

(1) 地域協働体制の構築

[現状と課題]

- 本県では、小学校、中学校でのふるさと教育や、高等学校での地域課題解決型学習など地域と連携・協働した教育活動を行っており、子どもたちは、人々とのかかわりの中で探究的に学ぶことを通じて地域の魅力を再発見し、主体的に学びに向かう意欲が生まれています。このような成果を踏まえ、今後は、学校、家庭、住民だけでなく地元企業や大学等との連携・協働を推進していく必要があります。
- 学校と地域とをつなぐコーディネーターの存在は欠かせないものとなっていますが、コーディネーターの安定的な養成・確保に向けて、その配置・育成の在り方や身分を保障するための方策等を研究する必要があります。

[今後の方向性]

- 小学校、中学校において、学校と地域が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者の参画により、学校運営等について協議をしたり、活動に協力したりするなど、地域全体で子どもたちの成長を支える仕組みづくりを推進します。
- 高等学校を核として、地域住民や市町村等、小学校、中学校、大学、社会教育機関、地元企業など、多様な主体が参画して、目標を共有して子どもを育成する体制を構築します。
- コーディネーターを安定的に養成・確保するため、その配置・育成のあり方を研究するとともに、コーディネーター間で学び合える機会を設けるなどコーディネーターの資質・能力の向上を図る取組も併せて進めます。

(2) ふるさと教育や地域課題解決型学習の推進

[現状と課題]

- 県内の小学校、中学校では地域資源を活用した教材を作成し、ふるさと教育や「しまねのふるまい」の向上といった、島根らしい取組を進めてきました。高等学校でも、地域の小学校や中学校、地元企業、大学等と連携し、合同での行事や大学・企業研究、講義・就労体験、地域課題解決型学習など、地域と連携した取組を行っています。
- 地域と連携した取組の中には、一方向的な支援関係であったり、子どもたちに身に付けさせたい力を明確にしないままのイベント的体験活動であったりと、学校と地域が互いに目的を共有した系統性・継続性のある取組になっていない状況もあります。また、就学前から高等学校段階までの一貫性のある教育活動が展開されていない現状があります。

○地域との協働活動により、子どもにどんな力がどう育っているのかが検証・共有できる形で蓄積されておらず、次年度以降の取組の改善や推進につながりにくくなっている状況も見受けられます。

[今後の方向性]

○地域の教育資源「ひと・もの・こと」を活用したふるさと教育を、市町村等と連携して推進します。また、幅広い世代のふるさと教育への参画意識を高めるため、保護者世代への働きかけを行うなどふるさと教育の取組をさらに推進します。

○ふるさと教育を教科等の学びに結びつけ、子どもたちの「学びに向かう力・人間性等」や「思考力・判断力・表現力等」を養うため、学校教育と社会教育の一層の連携によりふるさと教育を推進します。

○学校で学ぶことと地域や社会でよりよく生きることをつなげ、地域での実体験や、多様な人々との交流や対話など地域の中で学ぶ教育を推進するため、高等学校を中心に地域課題解決型学習等に取り組みます。

○子どもと地域との協働による学びの過程や成果などの記録を計画的に蓄積し、子どもの変化を可視化・共有化することにより、子どもの成長や教育の改善につなげる仕組みを作ります。

(3) 国際理解教育の推進

[現状と課題]

○グローバル化が進展する社会において、異文化体験や外国人との相互コミュニケーションを通じて多様な価値観に触れることにより、国際的な視野をもち、自らが主体的に行動できる人材を育成することが求められています。

○外国語教育において、統合的な言語活動を通して「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の力をバランスよく育成し、実際のコミュニケーションにおいて適切に活用できる技能を身に付けられるよう指導を工夫・改善する必要があります。

○環境、貧困、人権、開発といった様々な地球規模の課題について、自分のこととしてとらえ、その解決に向けて自分から行動を起こす力を身に付けるための教育が求められています。

○国際社会に生きる子どもたちが、将来、竹島について自分の考えを言えるよう、また、竹島問題を歴史的事実や国際法に基づいて平和的に解決し韓国との眞の友好関係を実現できるよう、学校教育において竹島問題に関する学習を積極的に行う必要があります。

[今後の方針]

- 地域に住む外国人やALT、国際交流員等を活用し、子どもたちが様々な人々と交流する機会の創出を図ります。
- 小学校中学年では音声を中心に外国語に慣れ親しませ、高学年では段階的に「読むこと」「書くこと」を加えていき、中学校、高等学校では、実際に英語を使用して互いの考え方や気持ちを伝え合う対話的な活動を重視しながら、活用できるコミュニケーション能力の育成を推進します。
- 教科や総合的な学習（探究）の時間等で、児童生徒が持続可能な社会づくりにかかわる課題を見出し、その解決に向けて環境、経済、社会、文化等の各側面から学際的、総合的に取り組む活動を推進します。
- 我が国の国土や歴史に対する愛情、他国や他の文化を尊重することの大切さについての自覚などを深め、国際的な課題を解決しようとする意欲を育むとともに、竹島に関する学習を充実し、地域や本県の課題を国際的な視野に立って考え方解决问题を図る力を育む教育を推進します。

(4) 主権者教育や消費者教育の充実

[現状と課題]

- 選挙権年齢及び民法における成年年齢の引き下げにともない、高校生にとって政治や社会は一層身近なものとなり、積極的な社会参加が求められています。
- 高度情報通信社会の急速な進展により、インターネットによる各サイトの利用料等の不当請求や架空請求などデジタルコンテンツに係る被害が若年層にも増えています。
- 令和4年4月以降、保護者の同意を得ずに結んだ契約の解消（未成年者取消権）が18歳未満までとなり、若年層が消費者トラブルに巻き込まれる可能性が高まると懸念されています。

[今後の方針]

- 子どもたちが主体的に持続可能な地域、国家・社会、国際社会づくりに参画できるよう、小学校、中学校段階での学習を踏まえ、高等学校段階では公民科、家庭科を中心とした教育活動全体を通じて主権者教育を推進します。
- 消費者センター等と連携して、健全な金銭感覚や正しい金融知識、消費生活能力の育成など、自立した消費者の育成のために実践的な消費者教育を推進します。

4 世代を超えて共に学び、育つ教育

(1) 地域を担う人づくり

[現状と課題]

- 地域の活性化を図るためにには、U I ターン者や外国人、関係人口^{*12}など様々な人々と課題を共有し、協働することが必要であり、地域や地域の人々には、多様性を受け入れてお互いを認め合い、よりよい関係をつくることが求められます。
- 子どもや若者が地域社会の一員として活躍することに期待が高まっていますが、子どもが地域で活動する機会の減少、就職や進学を機に県外へ出た若者が地元にかかわり貢献できるきっかけや場が少ないという現状があります。
- 産業構造の変化、技術革新・情報化、科学技術の進展等により、専門的な知識や技能をもち、地域や産業界を支える人材の育成が求められています。
- 公民館等を拠点とした地域住民の学習活動の中には、一過性であったり形式化していたりする取組も見られます。また、主体的に地域づくりに向かう地域住民が高齢化、固定化している状況もあります。

[今後の方向性]

- 多様性を受け入れることができる地域づくりを目指して、ネットワークの構築や学びの場の創出に取り組むことができる地域のリーダー等の人づくりを推進します。
- 「ふるさと教育」や「地域課題解決型学習」等の学校での学びの成果を生かし、子どもたちが様々な世代とつながりながら、地域住民の一人として主体的に行う地域での実践活動を推進します。
- 小学校、中学校段階においては、ＩＣＴ機器を活用した学習やものづくりの楽しさを体験する中で、技術に関する理解を深め、基礎的な技術を適切に活用できる能力を育成します。高等学校段階においては、特に専門高校では、産業界と協働した教育の充実を図り、地域を担う人材育成を推進します。
- 公民館等が、学校や商工会など地域の各種団体と連携し、子どもたちや地元を離れている若者が、主体的に地域活動に参画し地域とつながり続けることができる取組を推進します。
- 地域の公民館等を拠点に、幅広い世代の住民が地域課題に対する理解を深め、実行力を養う学習活動や実践活動を通して、主体的に地域課題の解決に向かう人づくりを推進します。

^{*12} 関係人口・・・移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様にかかわる人のこと。

(2) 社会教育における学びの充実

[現状と課題]

- 人口減少や高齢化など多様な課題が顕在化する中、地域社会においては住民主体でこれらの課題や変化に対応することが求められています。
- 住民主体の取組を進めるためには、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」が重要であり、取組を牽引するコーディネート能力やファシリテート能力などを有した社会教育の専門的人材が必要となります。
- インターネット上での同和地区や外国人に対する誹謗・中傷やヘイトスピーチ等、社会的弱者等を攻撃の対象とする新たな問題も起こっており、安心して暮らせる社会の実現のために、一人一人の人権意識をさらに高めていく必要があります。

[今後の方向性]

- 高等教育機関等と連携して社会教育主事や社会教育士など社会教育関係者を養成するための機会の多様化や充実を図ります。
- 社会教育研修センター等において、地域における住民の学びや実践活動を支援する指導者の育成、社会教育の振興や生涯学習の推進を図るための情報提供や相談対応等の取組を進めます。
- 様々な人権課題に関して、学校と家庭、学校と地域などの連携のもと、子どもから高齢者にいたる幅広い年代に対する学習機会の充実を図ります。

(3) 家庭教育支援の推進

[現状と課題]

- 家庭教育は、基本的な生活習慣、人に対する信頼感、他者への思いやりや善惡の判断などの基本的倫理観などを子どもが身に付ける上で重要な役割を担っています。
- また、人生を自ら切り拓いていく上で重要な職業観、人生観なども家庭教育の基礎の上に培われるものです。
- 一方で、核家族化や地域とのつながりの希薄化が進む中、子育ての不安や悩みを抱えたまま保護者が孤立してしまう現状があります。
- 価値観やライフスタイルの多様化、電子メディアとの適切な付き合い方等、家庭教育における新たな課題が指摘されており、家庭教育だけで子どもたちを育むことが難しい社会となっています。
- 本県では親としての役割や子どもとのかかわり方についての気づきを促す「親学プログラム」、わが子だけでなく、“よその子・よその親・学校・地域等との関係性”も考える「親学プログラム2」を作成し、参加型研修等により県内全域でその普及に努めました。しかしながら、研修実施団体や参加者の固定化といった課題も見られます。

[今後の方向性]

- 学力の育成に必要な基本的生活習慣の定着や家庭学習の習慣化を図るために、保護者にわかりやすい内容や取り組み方を学校から家庭に対して積極的に情報提供し、情報の共有と理解を得ることや、保護者との共通認識づくりを図ります。
- 電子メディアに関する指導など家庭教育にかかわる関係部局・団体等と連携しながら、保護者の子育てに対する不安や悩みの解消につながる家庭教育支援の充実を図ります。
- 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等やPTA、さらには企業等とも連携しながら、「親学プログラム」、「親学プログラム2」を子育てに関する学習機会の場としてだけでなく、つながりづくりの場として活用するなど、親の学びの場・つながりづくりの場の充実を図ります。

(4) 図書館サービスの充実

[現状と課題]

- 図書館には、従来の資料の貸出しやレファレンス^{*13}等の読書支援や調査・研究支援に加えて、様々な地域の課題解決に役立つ情報提供など多様化する県民ニーズに対応する情報の拠点となることが求められています。

[今後の方向性]

- 豊富な資料・情報と司書の専門性を生かし、多様化するニーズに対応した情報提供や、専門機関との連携強化を図ることで、地域や住民が抱える様々な課題を解決するための支援の充実に努めます。

^{*13} レファレンス・・・何らかの情報あるいは資料を求めている図書館利用者に対して、図書館員が仲介的な立場から、求められている情報あるいは資料を提供ないし提示することによって援助すること、およびそれらにかかる諸業務（「図書館情報学用語辞典 第4版」）。

(5) 体験活動の充実

[現状と課題]

- 子どもたちの好奇心や規範意識、人間関係構築能力の形成のためには、自然体験や異年齢の友だちとの遊び、地域活動等の体験が重要ですが、情報通信機器等の発達による生活様式の変化や家庭環境の多様化、地域の教育力の低下などにより、自然体験や異年齢交流機会が減少しています。
- 学習指導要領（平成29年告示）において、自然体験やボランティア活動、就労体験などの社会体験の充実が求められていますが、限られた授業時間の中で、教育課程内の活動のみで取り組むことが難しい現状があります。

[今後の方針性]

- 県立青少年の家や県立少年自然の家において、発達の段階に応じた多様な集団宿泊体験事業や、休日に実施する宍道湖での湖面活動やフィールドアスレチック、キャンプ場などを活用した自然体験活動の充実を図ります。
- 子どもが健やかに成長し、社会の中で自立していくよう、公民館等を中心に地域で行われる幼児期からの自然体験や集団宿泊体験、多世代交流活動など多様な体験活動を推進します。

5 基盤となる教育環境の整備・充実

(1) 教職員の人材育成、学校マネジメントの強化

[現状と課題]

- 本県の教職員の年齢構成には偏りがあり、50歳以上の割合が高く、今後の大量退職により現在のミドルリーダーが管理職になる頃には、中堅教員が少なく若手教員が多いといった状況が予想されます。そのため、これまで学校で行われてきた人材育成の仕組みもこのような変化に対応して見直す必要があります。
- 学校を取り巻く課題が多様化・複雑化する状況では、個々の力量を高めていくのみならず、多様な専門性をもつ人材と効果的に協力・分担し、チームの一員として組織的・協働的に対応する力が一層必要となっています。そのためには、管理職だけでなく、全ての教職員が学校マネジメントを理解し、それを意識しながら教育実践をする必要があります。

[今後の方向性]

- 教職員に対し、「教職員の人材育成基本方針（平成30年2月改訂）」の周知を図るとともに、キャリアステージごとに育成すべき姿を示した育成指標をもとに、採用段階から系統的かつ一貫性のある人材育成を進めます。
- 本県の教職員として求められる基本的な資質・能力を高めるため、今日的な課題や社会のニーズを踏まえながら、研修内容や方法の工夫・改善を行います。
- 「学校管理職等育成プログラム（平成31年3月改訂）」に沿って、学校マネジメントを中心とした研修を実施し、学校マネジメント力を身に付けた管理職の育成を図ります。
- 採用時からミドルリーダー、主幹教諭、副校長・教頭、校長まで、教職員に段階的に実施する学校マネジメント研修の一層の充実を図ります。
- 本県の教職員として求められる基本的な資質・能力を備え、学び続けようとする人材の確保を図ります。

(2) 学びを支える指導体制の充実

[現状と課題]

- 不登校児童生徒の増加や日本語指導が必要な外国人児童生徒の増加など学校が抱える課題が複雑化・多様化し、教職員の長時間勤務が看過できない状況となっています。
- 島根県の教職員の状況は以下のとおりです。（平成30年度調査）
 - ・時間外勤務が平均 65.1 時間
 - ・月80時間を超える時間外勤務を行った教職員の割合が平均 33%
 - ・ワークライフバランスが取れないと感じている教職員の割合が 45%
- 学習指導要領（平成29年告示）の円滑な実施や質の高い教育の持続発展など更なる対応が求められています。

○部活動は、学校教育の一環として大切です。しかし、部活動の指導により、生徒に対する教科指導や進路指導などの時間が十分に確保できない現状があります。また、部活動における生徒のニーズが多様化する一方、教員数の減少等により、部活動における専門的な指導者が不足しています。

[今後の方針]

- 教職員が子どもたちと向き合う時間を確保し、子どもたちに必要な総合的な指導を持続的に行うことができる状況を作り出すために、平成31年3月に策定した「教職員の働き方改革プラン」に沿って、教育に係る業務全体の見直しや教職員の心身健康保持、仕事と生活の充実に向けた取組を教育委員会、保護者及び地域が一体となって進めています。
- 部活動において、専門的な指導ができる地域の人材を積極的に活用することにより、教員の負担を軽減し、生徒一人一人と向き合える時間を確保していくとともに、部活動の活性化を図ります。

(3) 地域全体で子どもを育む取組の推進

[現状と課題]

- 地域学校協働本部^{*14} 設置率及び放課後子ども教室^{*15} 設置率は全国平均を20%以上上回り、地域全体で教育に取り組む体制整備の充実が図られています。
- 地域住民と子どもの学習活動や交流活動の中には、活動内容の固定化が見られ、特定の大人と子どものみの活動になっている場合があります。
- 学校と地域が連携して子どもの成長を支える協働活動を円滑かつ効果的にコーディネートする地域学校協働推進員等や、コーディネート機能を有する公民館等が大変重要な存在となっています。

[今後の方針]

- 幅広い地域住民や各種団体等の参画によって子どもの教育にかかわる魅力ある環境づくりをさらに進め、多くの子どもたちが放課後や土日、長期休業中に学習活動や交流活動等に参加できるように、魅力あるプログラムの提供と広報活動を実施し、地域総掛かりで子どもの成長を支える活動を支援します。
- コーディネートを担う新たな人材の発掘・養成や、コーディネート機能の充実を図るために研修などを市町村等と連携しながら継続的に実施します。

*¹⁴ 地域学校協働本部・・・幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が連携・協働しながら、地域全体で子どもの成長を支え、地域を創生する活動を推進する体制。

*¹⁵ 放課後子ども教室・・・放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施。

(4) 学校危機管理対策の充実

[現状と課題]

- 本県では、学校で自然災害や事故など様々な危険が発生した場合や、その予防において、適切かつ迅速な対応ができるよう、「学校危機管理の手引」を必要に応じて改訂し、学校へ周知しています。学校においても手引を踏まえた「危機管理マニュアル」を作成し、学校での危機管理体制の整備に取り組んでいます。
- 全国的に地震、豪雨による災害、記録的な猛暑による熱中症などの自然災害や厳しい気象条件による被害、また、登下校中の子どもが襲われる事件、集団で歩道を歩行中の交通事故といった子どもたちの安全を脅かす事件・事故など、これまで想定されなかつた危機管理事案が全国で発生しています。

[今後の方針性]

- 様々な危機管理事案が発生することを想定し、「学校危機管理の手引」の点検や見直しを行い、学校へも「危機管理マニュアル」の点検、見直しを促すとともに、警察などの関係機関と連携した危機管理体制を充実し、事案発生時の実動力を確保します。
- 通学路等については、学校と警察や地域等との連携による危険箇所の把握や交通安全の取組を進めます。
- 子どもたちが、安全点検に参加することなどにより、身近な生活における安全行動の能力を向上させる取組を推進します。
- 教職員への安全研修（生活安全・交通安全・災害安全の3領域）を充実させます。

(5) 学校施設の安全確保の推進

[現状と課題]

- 県立学校の校舎等の構造体や吊り天井の耐震化は完了したものの、照明器具等の非構造部材や市町村立学校の校舎等の耐震化は未だ100%に達していません。また、学校施設は、建築後30年を経過した建物が多く、老朽化が進行しているほかトイレの洋式化などの環境改善が進んでいない状況もあります。

[今後の方針性]

- 子どもたちに安全・安心で豊かな教育環境を提供していくために、耐震対策などの防災対策や老朽化した施設の改修に加え、トイレの洋式化など時代に即した環境改善を推進していきます。

(6) 文化財の保存・継承と活用

[現状と課題]

- 本県には、荒神谷遺跡や加茂岩倉遺跡の青銅器群をはじめ、全国で唯一完本として伝わる「出雲国風土記」^{※16} や出雲大社、松江城、石見銀山遺跡などの世界に誇りうる歴史文化遺産が数多くあり、これらを未来に継承していくため、保存修理や技術の伝承、後継者の育成などを行っていく必要があります。
- 歴史文化遺産を活用し学びを深めるとともに、郷土への愛着と誇りの醸成を図り、地域を支える人づくりへとつなげていく必要があります。
- 島根の歴史・文化への興味関心や学びの意欲がさらに高まるよう、調査研究を進め、その成果を活用して広く情報発信していく必要があります。

[今後の方向性]

- 新たな文化財の指定や選定等を行うとともに、保存、修理や伝統文化の継承活動などの支援を推進することにより、世界遺産や国宝・重要文化財などの貴重な歴史文化遺産を次世代に継承していきます。
- 島根の歴史・文化について体系的な調査研究を進め、その成果を展覧会や、シンポジウム、講演会などを通して周知することにより、学びの機会を広く提供します。
- 歴史的建造物の復元や先端映像技術を用いた文化財の「見える化」などを進め、文化財の価値を分かりやすく伝えることにより、島根の歴史・文化への学習意欲の向上を目指します。

(7) 私立学校への支援（総務部総務課）

[現状と課題]

- 建学の精神と独自の教育方針の下、公教育の一翼を担う私立学校の教育環境・教育水準の維持向上や、私立学校ならではの特色ある教育活動を展開するため、私立学校に対する支援が必要です。
- 私立学校の教育費負担は公立学校に比べて大きく、子どもたちの修学の継続や、教育環境・教育水準の維持向上には保護者負担の軽減のための支援が必要です。

[今後の方向性]

- 私立学校に対して、子どもたちに対する教育環境・教育水準の維持向上などのため、経常費助成などの支援を行います。
- 私立高等学校等に在籍する生徒の保護者負担を軽減するための支援を行います。

^{※16} 全国で唯一完本として伝わる「出雲国風土記」

・・・奈良時代に諸国で編纂された風土記はいずれも原本は残っておらず、5カ国（常陸・出雲・播磨・豊後・肥前）の風土記のみ写本で伝えられている。このうち全体が残るのは『出雲国風土記』のみである。

参 考 资 料

【参考資料1】

(諮問文)

島教総第818号

島根県総合教育審議会

会長 肥後 功一 様

島根県教育の一層の振興を図るため、今後を見通した島根県の教育の在り方に
ついて、別紙の理由を添えて諮問します。

平成31年3月6日

島根県教育委員会

(諮問理由)

島根県教育委員会は、平成26年度に第2期「しまね教育ビジョン21」を策定し、このビジョンの基本理念や施策の方向性に基づいて、これまで本県の教育を推進してきました。

「島根を愛し 世界を志す 心豊かな人づくり」という基本理念に基づき、ふるさと教育などを通じて島根の豊かな自然、歴史、文化・伝統などに対する愛着や誇りを育むとともに、子どもたち一人一人が夢や希望・目標に向かって意欲的に取り組み、社会に能動的に関わる態度や貢献する心を養うため、学校・家庭・地域が連携・協働し、教育の魅力化を推進するなど、様々な取り組みを進めているところです。

この間、国においては、学習指導要領が改訂され、平成32年4月より小学校から順次全面施行されます。新しい学習指導要領では、新しい時代に必要となる資質・能力を「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の3つの柱に整理し、これらをバランス良く育むことを求めています。

またこのような能力を育むために、学校だけでなく家庭や地域と連携した、「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。

このことは、これまで本県が取り組んできた施策と方向性を同じくするものであると考えています。

これからの社会は、IoTやビッグデータ、人工知能をはじめとする急速な技術革新やグローバル化の一層の進展などにより、大きく変化することが予想されています。人口減少や高齢化が進む本県においても、子どもを取り巻く環境の変化は複雑で予測困難となってきています。

こうした中、本県教育の基本理念や施策の方向性を次期ビジョンにまとめ、それを基に、引き続き、学校・家庭・地域・行政が連携し、県民が一体となって本県の教育を進めていくことが重要と考えています。

そのため、次期ビジョンの根幹をなす今後を見通した本県教育の在り方について、ご提示をお願いします。

【参考資料2】

(答申文)

島根県教育委員会 様

今後を見通した島根県の教育の在り方について（答申）

本審議会は、平成31年3月6日付で、島根県教育委員会から今後を見通した島根県の教育の在り方について諮問されました。

慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論を得ましたので、ここに答申します。

令和2年1月8日

島根県総合教育審議会

会長 肥後 功一

私たちを取り巻く環境の変化は、今日、想像を上回る早さで、しかも地球規模で進行しており、とりわけグローバル化の進展やAIに代表される技術革新は、数年前には想像もできなかつた形で、日々の暮らしに既に大きな影響を及ぼしている。

このようなSociety5.0と呼ばれる奔流の中に子どもは生まれ、あっという間の教育期間を過ごし、そして18年後には成人として未来の社会を担うこととなる。もちろん人生100年時代といわれる長寿社会においては、教育期間も長期化し、生涯学び続ける力が求められることになる。しかしそれでもやはり、幼児教育に始まり初等・中等教育へと続く人格形成期の学校教育の時代が、子どものその後の人生にとって、特別な意味を伴って重要であることに変わりはない。この時期の家庭や学校の教育力が重要であることは言うまでもないが、これから島根県の教育を方向づける大切な視点として「地域社会の教育力」に注目する必要があろう。

島根県では、約10年前に海士町で始まった「高校魅力化」の取組みをモデルとし、「教育の力を地域の力に、地域の力を教育の力にする教育活動」によって、一人一人の子どもの学びに向かう意欲を引き出し、生きる力を育む「教育の魅力化」を展開し、全国的な注目を集めてきた。その理由は、消滅の危機にあった学校や地域の人口がV字回復するという目に見える劇的な成果が上がったことにもよるであろうが、より本質的には「ふるさと（限られた土地の風土や人々の暮らし）とつながって生きること、かかわりあって学ぶこと」の中にこそ真の主体的な学びがあり、そうしたかかわりやつながりを支援することの中にこそ真の教育の力があるということの発見だったのではなかろうか。現代の都市的な日常の中では失われてしまった「地域社会とのかかわりやつながり」が、島根の各地域には豊かに息づいており、それを固有の教育資源として再開発し活用することで、子どもの主体的な学びを引き出すことが「教育の魅力化」の意味であったが、奇しくもこの試みは、令和2年度より小学校において全面実施となり、以降、中学校、高等学校へと順次展開されていく新たな学習指導要領の方向性（主体的・対話的で深い学び、社会に開かれた教育課程）とも軌を一にするものでもあった。

島根県総合教育審議会は、平成31年3月6日付で島根県教育委員会より、今後を見通した島根県の教育の在り方について諮問を受け、以来、上述のような現在、近未来の教育の動向や、島根県が進めてきた教育の特質を踏まえ、7回に及ぶ議論を重ねてきた。この答申においては審議の結果を総括し、基本理念、人間像、育成したい力、充実させたい教育環境を提示することで、今後およそ5年を目途として島根県の教育がめざすべき姿を示した。

本答申が次期しまね教育ビジョンの策定に役立てられることを願う。

【参考資料3】

島根県総合教育審議会委員名簿

任期：平成30年8月9日～令和2年8月8日

氏 名	職 業 等	備 考
青山 節美	親学ファシリテーター	
今岡 克己	島根県ことばを育てる親の会 会長	
小川 静香	元日の丸保育所 所長	
尾添 大介	山陰中央新報社 編集局 政経部部長	
川岡 あゆみ	松江市立内中原小学校 P T A会長 (島根県P T A連合会)	
川中 淳子	島根県立大学総合政策学部 教授	
小林 一木	ベネッセ教育総合研究所 副所長	
豊田 さゆり	浜田水産高等学校 P T A 会長 (島根県高等学校 P T A連合会)	
肥後 功一	島根大学 副学長 (戦略企画担当)	会 長
丸橋 静香	島根大学学術研究院教育学系 教授	
矢飼 斎	飯南町教育委員会教育長	副会長

(敬称略、五十音順)

【参考資料4】

島根県総合教育審議会における審議等の経過概要

開催日	会議の主な内容
平成31年3月6日	諮詢、諮詢事項に係る意見交換
令和元年5月17日	次期教育ビジョンについて審議 ①本県教育を取り巻く情勢 ②本県教育の現状と課題 ③本県が目指すべき教育の姿
7月10日	次期教育ビジョンについて審議 各委員から目指す教育への提案
8月28日	次期教育ビジョン答申骨子について審議
10月2日	次期教育ビジョン答申案について（答申の検討にあたっての参考資料）審議
11月5日	次期教育ビジョン答申案について審議 ①「今後を見通した島根県の教育の在り方について」答申（案） ②審議にあたっての参考資料 ③パブリックコメントの実施
12月25日	次期教育ビジョン答申案について審議 ①パブリックコメントの結果 ②「今後を見通した島根県の教育の在り方について」答申（案） ③審議にあたっての参考資料
令和2年1月8日	「今後を見通した島根県の教育の在り方について」答申

令和元年11月12日～
12月11日
パブリックコメント

しまね教育魅力化ビジョン

令和2年度－令和6年度

～ふるさと島根を学びの原点に
未来にはばたく 心豊かな人づくり～

令和2年3月

発行 島根県教育委員会（島根県教育庁総務課）
〒690-8502 島根県松江市殿町1番地
TEL 0852-22-5403
FAX 0852-22-5400

